

従業員の技能検定の受検料の一部を補助します

～若年技能者育成応援事業のご案内～

1 対象となる事業者

福井県内に事業所を置く中小事業者（個人事業主含む）

2 対象となる経費

次のすべてに該当する技能検定受検手数料

- 受検者は25歳～34歳（令和4年4月1日現在）
- 福井県職業能力開発協会が実施する2・3級の実技試験
- 事業主が受検手数料を全額負担

3 助成の内容

実技試験受検手数料の1/2以内で

補助額 4,500円以内/人

（1事業者当たり年5人を上限とします）

4 手続きの流れ

- ①交付申請 : 交付申請書・事業計画書・収支予算書・誓約書等を提出
（申請書類は下記ホームページから入手してください）

申請書受付期間

令和4年4月4日（月）～令和4年12月26日（月）

※ ただし、予算の上限に達し次第、募集を締め切ります。

- ②交付決定 : 県から補助金交付決定通知を受ける
- ③事業計画の実行 : 技能検定の受検
- ④実績報告 : 実績報告書、収支決算書、証拠書類を提出
- ⑤請求 : ④による補助金の確定後、補助金の請求書を提出

詳しくは福井県ホームページでご確認ください

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei>

お問い合わせ 〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部労働政策課 産業人材グループ

TEL 0776-20-0388

FAX 0776-20-0638

